

平成30年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書

| 担当分科会 | 審議対象 | 審議結果報告書 掲載ページ | |
|--|--------------|------------------|----------|
| 第1分科会 ◎稲葉 雅子委員 舘田あゆみ委員 西川 正純委員 | 宮城の将来ビジョンの体系 | 政策1(構成施策:1~3) | P. 1~4 |
| | | 政策2(構成施策:4・5) | P. 5~7 |
| | | 政策3(構成施策:6・7) | P. 8~10 |
| | | 政策4(構成施策:8・9) | P. 11~13 |
| | | 政策5(構成施策:10~12) | P. 14~17 |
| | 宮城県震災復興計画の体系 | 政策3(構成施策:1~3) | P. 18~21 |
| | | 政策4(構成施策:1~4) | P. 22~26 |
| 第2分科会 ◎佐々木恵子委員 梨本雄太郎委員 寶澤 篤委員 | 宮城の将来ビジョンの体系 | 政策6(構成施策:13・14) | P. 27~29 |
| | | 政策7(構成施策:15~17) | P. 30~33 |
| | | 政策8(構成施策:18~23) | P. 34~40 |
| | | 政策10(構成施策:25・26) | P. 41~43 |
| | 宮城県震災復興計画の体系 | 政策2(構成施策:1~3) | P. 44~47 |
| | | 政策6(構成施策:1~3) | P. 48~51 |
| | | | |
| 第3分科会 ◎佐藤 健委員 青木 俊明委員 内田 美穂委員 | 宮城の将来ビジョンの体系 | 政策9(構成施策:24) | P. 52~53 |
| | | 政策11(構成施策:27・28) | P. 54~56 |
| | | 政策12(構成施策:29) | P. 57~58 |
| | | 政策13(構成施策:30) | P. 59~60 |
| | | 政策14(構成施策:31~33) | P. 61~64 |
| | 宮城県震災復興計画の体系 | 政策1(構成施策:1・3) | P. 65~67 |
| | | 政策5(構成施策:1~4) | P. 68~72 |
| | | 政策7(構成施策:1~4) | P. 73~77 |

※◎は分科会長

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

被災沿岸地域の現状を踏まえ、被災沿岸地域における課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

IoT技術の普及がまだ低いとされる、農林水産業や医療・介護分野へのIoT技術の導入について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、産学官連携の結果、研究や事業に結びついた件数を指標とすることを検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、「食材王国みやぎ」のブランドイメージの浸透度を測る指標の追加を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

施策の方向に記載がある、産学官の連携や地域の食文化を生かした新たな商品開発の促進について、課題と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

対面審議

書面審議

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

DMO(観光地域づくりの中心となる組織)の設立支援及び「オルレ」のコース整備について、取組を進めた結果の成果を具体的に示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

観光消費額について、目標値と実績値の乖離が生じていることから、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う, 訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

被災沿岸地域の現状を詳細に分析した上で, より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

観光客入込数及び観光消費額について詳細な分析をした上で、施策の成果をより具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

観光客入込数が増加傾向にある一方で、観光消費額については、目標値と実績値の乖離が生じていることから、観光消費額についての具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

GAP(農業生産工程管理)の導入促進について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

GAP(農業生産工程管理)の導入促進について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている)

施策9 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

広域経済圏の形成に向けて、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている)

施策9 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

宮城県の貿易額について、原油、液化石油ガス及び鉄鋼の輸出入額の変化と宮城県内の産業との関わりを把握し、施策の成果を示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている)

施策9 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

広域経済圏の形成に向けて、より具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- | | |
|------|---------------------------------|
| 政策5 | 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策10 | 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策11 | 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策12 | 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調) |

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

女性の人材育成について、取組の成果を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

女性の人材育成について、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

インターンシップについて、進学希望者の多い普通科高校では実施率が低迷しているが、目標指標の実績値には反映されないものの、アカデミック・インターンシップを実施していることから、その状況を踏まえた課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

現状を踏まえ、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

仙台空港国際線の乗降客数について、指標の達成率が低いことから、課題と対応方針を具体的に示す必要があると考える。

また、施策の方向に仙台空港周辺地域の活性化を図るとあるが、そのための課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

被災沿岸地域における雇用のミスマッチ等による人手不足、インフラ整備の遅れによる事業再開の遅れ及び観光客入込数の回復の遅れを踏まえ、政策の評価を検討する必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|--|
| 【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】 |
| - |

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

| | |
|-----|--------------------------|
| 施策1 | ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策2 | 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている) |
| 施策3 | 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調) |

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

被災沿岸地域の商業機能再生及び観光誘客について、より具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

被災沿岸地域の雇用のミスマッチ等による人手不足の現状をより具体的に示し、被災沿岸地域における雇用情勢の改善を図るための方策を検討することが必要であると考えます。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|-----------------------------------|
| 【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある 】 |
| |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)**
- 施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標のみでは、施策の成果を十分に把握することができないので、「食材王国みやぎ」のブランドイメージの浸透度を測る指標の追加を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の①, ②及び④について、対応方針をより具体的に示す必要がある。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案: やや遅れている)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生み育てやすい環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案: やや遅れている)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標の「合計特殊出生率」が低く、全国下位の状況にあり、「保育所等利用待機児童数」についても長年改善されていない中で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。目標指標の達成に向けた事業の成果等を踏まえ、評価を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

「施策の方向」に記載のある項目については、事業の成果を踏まえ、課題と対応方針をより具体的に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案: やや遅れている)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標の達成状況に改善の見込みがない状況で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。目標指標の重要性を踏まえ、評価を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

現在の目標指標について、目標値達成の可能性が無く、既に他の目標に切り替えて取り組んでいるのであれば、その旨を対応方針へ示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標2の「全国平均正答率との乖離」が大きく、長年改善されていない中で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。学力向上対策が急務となっている現状や事業の成果を踏まえ、評価を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|---|
| <p>【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】</p> <p>PDCAサイクルに沿った適切なマネジメントにつながるよう、学力向上対策が急務となっている現状を踏まえた課題と、課題の抜本的解決に向けた対応方針を具体的に示す必要があると考える。</p> |
|---|

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

事業の成果が目標指標の実績値に反映されておらず、長期間課題が改善されていない中で、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。不登校問題への対応及び児童生徒の体力・運動能力の向上が急務となっている現状や事業の成果を踏まえ、評価を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

現行の対応では長期間課題が解決されていないため、学校のみならず、関係機関と連携した総合的・抜本的な対応が必要であることを踏まえ、県として危機感を持って、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案: やや遅れている)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案: やや遅れている)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案: やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案: 概ね順調)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|--|
| 【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】 |
| — |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

| | |
|------|--|
| 政策8 | 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策18 | 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策19 | 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策20 | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策21 | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策22 | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている) |

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|---|
| 【県が示す原案に対して意見が <input type="checkbox"/> な い <input checked="" type="checkbox"/> あ る 】 |
| 施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。 |

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標7の「介護職員数」について、「目標指標等」には「概ね順調に推移」との記載があるが、一方で対応方針には「介護人材の確保が喫緊の課題」と記載されており、整合性が取れていないため、実態に即した分析を行う必要があると考える。

また、介護人材の確保における課題を含めた現状について、介護職員の有効求人倍率を用いて、社会経済情勢に具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

介護職は「賃金が低い、仕事がつらいなどの一面的な見解が流布され」との記載があるが、一面ではなく、そのような実態が現にあるのであるから、介護人材の確保について、介護労働実態調査の結果を踏まえて課題を示す必要があると考える。

また、給与体系の見直しや労働環境の改善に向け、処遇改善加算制度の活用についての事業者への周知や経営者を対象としたセミナーの実施、ロボット等介護機器の導入支援などの取組に早急に取り組むとともに、対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

目標指標4「新規看護職員充足率」の実績値の分析における、「施設区分により充足率に差があり、低い充足率の施設には対策を講じる必要がある」との記載を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

また、認定看護師の養成についても、達成度が「C」であることから、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|---|
| 【県が示す原案に対して意見が <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】 |
| — |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

介護人材の確保について、介護労働実態調査の結果を踏まえて課題を示す必要があると考える。また、給与体系の見直しや労働環境の改善に向け、処遇改善加算制度の活用についての事業者への周知や経営者を対象としたセミナーの実施、ロボット等介護機器の導入支援などの取組に早急に取り組むとともに、対応方針を示す必要があると考える。

なお、介護予防の取組については、県がリーダーシップを発揮して積極的に推進していくための課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|---|
| 【県が示す原案に対して意見が <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】 |
| — |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標の達成状況及び事業の成果から、「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。目標指標を補完するようなデータや事業の成果を用いて、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

目標指標を補完するようなデータや事業の成果について分析を行い、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|------------------------------|
| 【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】 |
| - |

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標は目標値を達成していないものの、施策を構成する事業で一定の成果が出ている中で「やや遅れている」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難である。事業の成果等を踏まえ、施策の評価を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

多文化共生社会の推進について、審議会での検討状況等が評価シートに記載されていないが、審議会での検討状況等を踏まえた課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

-

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

児童虐待の実態の把握に努め、社会経済情勢等に現状を具体的に示す必要があると考える。
また、「被災した子どもと親への支援」と「地域全体での子ども・子育て支援」に関する事業の成果について、実績値等を用いて具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

児童虐待の実態の把握に努め、実態に即した横断的な対応方針を示すことが必要であると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|--------------------------------------|
| 【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u> 】 |
| — |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書 【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

| | |
|-----|--------------------------------|
| 政策6 | 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策1 | 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策2 | 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策3 | 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調) |

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|--|
| 【県が示す原案に対して意見が <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある】 |
| - |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

「地域全体で子どもを育てる体制整備」に向けて行った事業の参加人数だけでなく、効果も具体的に記載した上で、評価の理由を示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

事業実施後の地域の連携体制の在り方を含め、具体的な課題と対応方針を示す必要があると考える。また、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりや、その仕組みづくりの調整役(コーディネーター)及び地域での子育てを支援する子育てサポーター等の人材の活用について、優れた活用事例を市町村と共有し、次の展開につなげる必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策全体の事業費の過半を占める「県有体育施設整備充実事業」についても、目標指標を補完するようなデータ等を用いて、事業の成果を示す必要があると考える。

また、設定されている目標指標については、目標値を達成しているため、当該施策に関連した目標指標の追加も検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策全体の事業費の過半を占める「県有体育施設整備充実事業」についても、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

| |
|---|
| 政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調) |

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

計画策定数・認定数を指標とする目標指標1, 3, 5については、目標値に達しているが、施策の目的に照らし合わせ、目標値に達したことによる具体的な成果を記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の抽出が十分であるか再度検討する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

| |
|--|
| 政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:やや遅れている) |
| 施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調) |

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:やや遅れている)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の抽出理由を明らかにし、原因が分かるものについては、課題－原因－解決策を明確に示す必要があると考える。

目標指標4, 5における目標と実績の差が大きい場合、目標指標に対するより具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:やや遅れている)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

目標指標の数値を踏まえた上で、課題と対応方針を検討し、より具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

| |
|------------------------------------|
| 政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調) |

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の抽出理由を明らかにし、原因が分かるものについては、課題－原因－解決策を明確に示す必要があると考える。

政策を進めるにあたり対応しきれていない部分があれば、課題と対応方針を追加で示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策12 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境, 生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□ 審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□ 県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□ 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の抽出理由を明らかにし、原因が分かるものについては、課題－原因－解決策を明確に示す必要があると考える。

施策を進めるにあたり対応しきれていない部分があれば、課題と対応方針を追加で示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策に付した意見を踏まえ、政策の評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

事業成果が、施策の目的と十分に対応していないことから、目的に対して、事業成果がどのように貢献しているかをより分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

景観行政について、取組が遅れた理由についても課題として明示する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策全体を俯瞰した上での評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある 】

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。
課題と対応方針には、時間を要する長期的なものと緊急性のある短期的なものがあり、それらが分かるように示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

シンポジウム等の開催によりどのような効果があったか、より具体的に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

津波対策ガイドラインの見直しにあたっては、地域住民の理解度を確認した上で、早急に行う必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城の将来ビジョンの体系)

政策14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の数値が、施策を推進するに当たってどのような効果があり、その結果何ができるのかを詳しく説明する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

宮城県防災指導員の募集に当たって、婦人防火クラブや男女共同参画に関係するNPO等の関係機関との協力の必要性も示す必要があると考える。また、防災ジュニアリーダー養成後の活動や社会的位置づけについても示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

| | |
|-----|-------------------------------|
| 政策1 | 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策1 | 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策3 | 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調) |

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

各施策に付した意見を踏まえ、評価理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ ない ・ ある 】

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策の方向に質的な内容も多く含まれていることから、質的な内容を含んだ目標指標の追加を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

| |
|---|
| - |
|---|

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標や事業の成果の記載内容だけでは「順調」と判断できることから、「概ね順調」と判断した理由が分かるように、より詳しく示す必要があると考える。

また、施策の成果を十分に把握するために、「自然環境の保全の実現」に関連した目標指標の追加を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

課題の抽出理由を明らかにし、原因が分かるものについては、課題－原因－解決策を明確に示すとともに、より具体的な対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

| | |
|-----|--|
| 政策5 | 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策1 | 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策2 | 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている) |
| 施策3 | 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策4 | 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調) |

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

政策としての課題抽出について, 漏れ等ないか再度検討し, 追加があれば, 課題と対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)

施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)

施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)

施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の中に達成度Cの指標があるものの、事業の成果等を総合的に勘案して「概ね順調」と判断した理由をより詳細に示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|--|
| 【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】 |
| - |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり, 施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は, 妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について, 評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき, 判定をお願いします。また, そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に, 意見の内容を具体的に記入)

| |
|--|
| 【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】 |
| - |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について, 課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか, 対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき, 原案に対して意見がある場合には, 意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)**
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|-------------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|-------------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|-------------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|-------------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の進捗率の捉え方について説明がないことから、説明を追加する必要があると考える。
また、進捗率の評価手法についての事前の質問に対しては、「予算ベースで評価している」との回答があったが、その方法が妥当か否かも検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|--|
| 【県が示す原案に対して意見が ・ <u>ない</u> ・ ある】 |
| 市町所管の上下水道施設における復旧支援の内容を具体的に示す必要があると考える。 |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策3 上下水道などのライフラインの整備(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

全ての目標指標の達成度がAとなっているものの、県民意識調査の満足度が40%に達していないことを理由に評価を「概ね順調」としているが、「概ね順調」と判断した理由をより詳細に示す必要があると考える。

また、施策の方向に記載している「各種施設の適正な配置を促進する」や「地域の将来像に応じた景観形成の支援を行う」についても事業の成果を記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

地域の生活を支える公共交通の維持に関して、先進技術を用いた、より費用負担の少ない形についての検討を対応方針に示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【政策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

| | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調) | |
| 施策1 | 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策2 | 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策3 | 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調) |
| 施策4 | 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調) |

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「政策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

施策1の成果の検討後、政策としての評価を再度確認する必要があると考える。また、政策全体を俯瞰した上での評価の理由を示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

各施策に付した意見を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。
課題と対応方針には、時間を要する長期的なものや緊急性のある短期的なものがあり、それらが分かるように示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

目標指標を達成しており、事業も順調に進んでいることから、施策評価を検討する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| | | | |
|----------------|-------|-------|---|
| 【県が示す原案に対して意見が | ・ な い | ・ あ る | 】 |
| - | | | |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

沿岸市町の津波避難計画の策定促進に当たっては、地域住民の理解度を確認する等効果検証を行った上で、早急に策定促進を行う必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の数値が、施策を推進するに当たってどのような効果があり、その結果何ができるのかを詳しく説明する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ・ な い ・ あ る 】

宮城県防災指導員の募集に当たって、婦人防火クラブや男女共同参画に関係するNPO等の関係機関との協力の必要性も示す必要があると考える。また、防災ジュニアリーダー養成後の活動や社会的立場づけについても示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成30年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

【施策評価】

(宮城県震災復興計画の体系)

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

□審議方法

| | |
|------|------|
| 対面審議 | 書面審議 |
|------|------|

□県の評価「施策の成果」に対する判定

| | | |
|----|------|-----|
| 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
|----|------|-----|

【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

| |
|--|
| 【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】 |
| |

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。